



発行 東京都

目次

規則

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一
- 東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則の一部を改正する規則……………二
- ………(産業労働局雇員就業部調整課)……………二
- 告 示
- 特定計量器定期検査の実施……………二
- ………(生活文化局計量検定所検査課)……………二
- 都市計画事業の認可(二件)……………二
- ………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………二
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………二
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………二
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………二
- 建築基準法による意見の聴取……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………二
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更……………三
- ………(環境局都市地球環境部総量削減課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………三

告示(選)

- 生活保護法による指定医療機関等の辞退……………四
- ………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………四
- 生活保護法による指定医療機関等の変更、廃止及び再開……………七
- ………(同)……………七
- 生活保護法による医療機関等の指定……………五
- ………(同)……………五
- 生活保護法による施術者の指定……………三
- ………(同)……………三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………五
- ………(建設局道路管理部監察指導課)……………五
- 告 示(選)
- 政治団体の届出……………五
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………六
- 政治団体の解散の届出……………六
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体の取消しの届出……………三
- 平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第三百七号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………六
- 平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第二百九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………六
- 平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第三百四号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………六
- 漁業法による選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………六
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成十九年分)……………六
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十三年分)……………六
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十四年分)……………六
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十五年分)……………六

二回)

- 政治団体の届出……………七
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………七
- 政治団体の解散の届出……………七
- 資金管理団体の指定の届出……………七
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七
- 資金管理団体の取消しの届出……………七
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………八
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………八
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八
- ………(同)……………八
- 開発行為に関する工事完了……………八
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………八
- 平成二十七年製菓衛生師試験の実施……………五
- ………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六
- ………(同)……………六

規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則(平成十六年東京都規則第九十八号)の一部を次のように改正す

三 登録検証機関名称

都内外削減量
KPMGあずさサステナビリティ株式会社

四 代表者氏名

代表取締役 斎藤 和彦

五 営業所名称

KPMGあずさサステナビリティ株式会社 東京事務所

六 変更前の営業所所在地

千代田区大手町一丁目九番七号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

七 変更後の営業所所在地

千代田区大手町一丁目九番五号

八 変更年月日

平成二十七年一月五日

◎東京都告示第三百七十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区

域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。

別図

<支点>

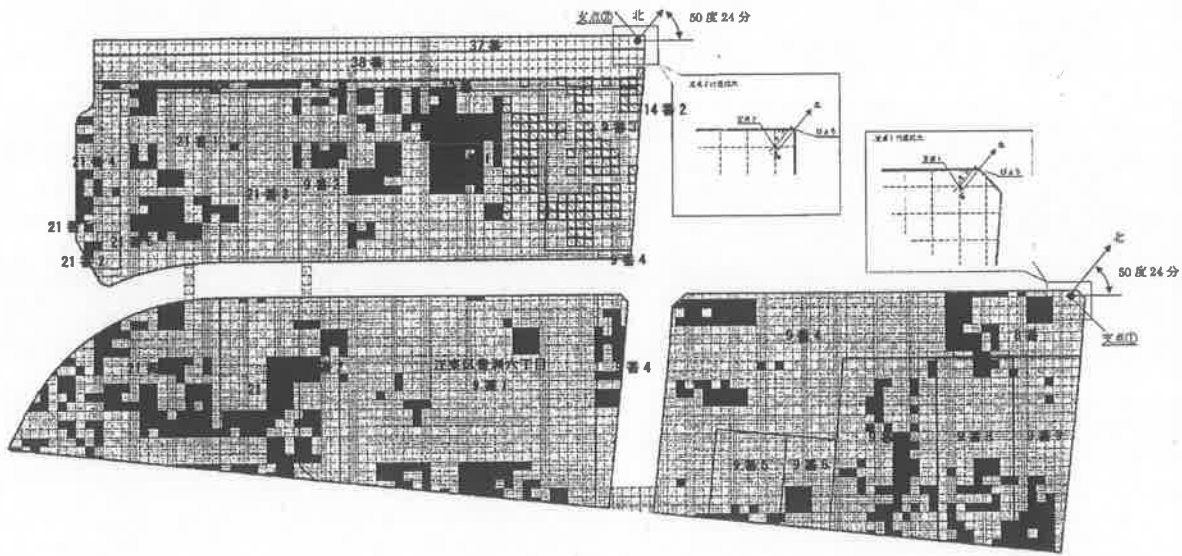
支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびようから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。
支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびようから西へ1.8m、南へ9.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度 (50度24分)>

格子の回転角度は、支点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>

- : 調査対象地
- : 単位区画
- : 筆境界
- ◻ : 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域 (この告示により指定する区域)
- ◻ : 形質変更時要届出区域 (平成23年東京都告示第1655号、第1856号及び第1666号、平成25年東京都告示第973号並びに平成26年東京都告示第817号により指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域 (平成26年東京都告示第1312号、第1392号及び第1428号により指定した区域)



●東京都告示第三百八十号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (板橋区栄町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物